

業 務 速 報

— 6月9日幹事間折衝 —

出向会社で、またまた4回目の賃金の誤支給が発生！ 忌引きに対して一方的に解釈せず、団体交渉で協議せよ！

6月9日、「夏季の節電対策について」の業務委員会（業務速報762号参照）が終了した後に、幹事間において、制服の貸与期間の延長、出向会社での賃金誤支給の発生、申第40号（忌引きの付与に関する団交の申し入れ）の取扱い、申第36号（ディスクボルト異常による台車交換）についての話をしました。

相も変らぬ会社の労働組合軽視の姿勢は止むことはなく、組合が必要と考え協議を要請しているにもかかわらず、一方的に協約を勝手解釈して協議を持とうとしません。そういう姿勢が起因し、出向会社における賃金の誤支給を何度も何度も発生させています。

会社みずからが招いた信用できない事態に、私たちはあらためて問題点を突き付け、社員が何よりも報われる会社づくりに向けてさらに闘います。

震災を理由とした制服の貸与期間の延長

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第1原発の事故等により、当社の輸送状況が相当の期間影響を受け、又、経営状況が非常に厳しくなることが予想されるため、接客合服及び接客冬服の貸与周期を見直すこととする。具体的な貸与周期は次の通りとする。帽子は4年で交換だったものを5年（運輸区所長は6年を7年）に。上着とズボンは4年を5年に。ネクタイは3年を4年に。実施時期は平成23年秋の合服交換からとする。

組合：破れたり、汚れた場合等はどうするのか。

会社：その場合は今までどおりに交換する。

**またまた出向会社で賃金の誤支給が発生！
ミスの根幹は、会社指導の不備だ！
会社ミスで損をさせておいて、
支払いは2年限いなど認められない！**

出向会社において、祝日、夜勤、準夜勤手当が誤って支給されていることが判明した。原因はその会社の勤務整理担当者の確認不足によって、国民の祝日における所定実働時間数、深夜時間帯の実働時間数、準夜勤の回数が誤って記載がなされていたからである。

組合：どうやって誤りが分かったのか。

会社：基本的には分からない。出向会社からの報告の内容に、それがはたして作業ダイヤと合っているのかということを、全員に対しては照らし合わせてはいない。

組合：出向会社を信用してやっているのだろう。

会社：普通は報告をきちんと書いてくれているのだが、「ん？」ということがあって、確認をしたらずれていたもので、間違っていることが分かった。

組合：「ん？」って分かった人は誰なのか。

会社：うちの会社の人分かって、確認したら間違っていた。

組合：間違って支給された人は誰か。

会社：個人情報なので言えない。

組合：何人か。

会社：貴組合に所属する人では、退職をされた方を含めて3人である。

組合：いつから間違えていたのか。

会社：2009年の2月から。

組合：その前はどうか。

会社：さかのぼって2年間に調査したらそうであった。

組合：もっと前も調べないのか。

会社：会社として労基法に従って調べた。

組合：その前からあったということだろう。

会社：2009年2月から調査をした。

組合：おかしいだろう。間違ったのは会社なのだから、もっとさかのぼって調査したらどうか。

会社：…

組合：何回ミスしたら気が済むのか。

会社：過去に3回説明しているので、4回目だ。会社としても、その都度その出向会社には繰り返し指導をしてきた。勤務のことについて周知がされていないわけではない。今回は実際に働いた分がその通りに書かれてい

なかった。

組合：何でそういうことが起きるのか。

会社：何でだろうか。

組合：何でだろうかって、他人事のようではないか。

会社：担当者の確認不足である。出向会社からの報告の段階でずれていた。他人事と言われるが、今後はこの出向会社には、特別に作業ダイヤを把握した上で、この出向会社の勤務担当者と相互確認を行って、チェックする対応をする。

組合：その対応は、その出向会社だけなのか。他の出向会社にはしないのか。

会社：そうだ。他のところでは、ここまでのことは発生していない。

組合：ここまでのことではなく、実際に誤支給は他の会社でも行われている。全ての出向会社においてやるべきだ。信用できない。

会社：いろいろなところに出向している。何千人もいる。会社としては、誤りがあって良いとは言わないし、他人ごととも思っているわけでない。

組合：開いた口がふさがらないとはこのことだ。

組合：本人への対応はどうするのか。

会社：説明をする。

組合：退職した方は。

会社：きっちと説明する。

組合：誰がするのか。

会社：誰がまでは把握していない。

組合：出向会社か、J R 東海か。

会社：…

組合：もうこのようなことはしないか。

会社：対応をやり続けるしかない。

組合：もうないと言えない、自信がないと違うか。

会社：ないというか、必要なことをやっていく。

組合：いつも同じことを言っているが、ミスを繰り返している。

会社：対策しないわけではないので…

組合：対策をされていてこうではないか。

会社：否定はしないが…、とにかく今回の出向会社には異例な対応をしていく。

組合：他のところにも行い、今後間違いのないように、指導の徹底をやるよう強く求めておく。

申第40号(忌引き付与に関する団交の申入れ)について

会社：「団体交渉は行わない」が回答である。

組合：理由は何か。

会社：基本協約に定める団体交渉の事項に該当しない。

組合：そんなことはない、対立である。このことは協約違反である。
会社：違う。
組合：違わなくない。このことをどうするのか。
会社：どうするとは。
組合：忌引きの発生以降に時間を拘束している。
会社：協約を読んでいるか。
組合：読んでいる。
会社：起算日は申し出た日からだ。
組合：そうだ。しかし会社が実際帰した日は次の日だろう。
会社：忌引き期間と、実際会社から離れた日とは別で。
組合：こっちはそこがおかしいと言っている。
会社：協約ではそうになっている。
組合：申し出たときから忌引きになる。そのときに帰す。
会社：帰せば…
組合：だから帰すべきだし、そうであることがこちらの協約の捉え方だ。だから会社の言うこととは違う。
会社：そうは読めない。
組合：そう読める。
会社：会社として、決して親族の方が亡くなったことを軽く考えていることはない。
組合：実際、帰していないだろう。
会社：いろいろな事情があったからだ。でも一生懸命に対応している。
組合：結果として解放したのは夜中だ。それがおかしいし、協約に反していると言っている。
会社：協約には反していない。
組合：こっちはそう考えていない。だから申し入れをしているのだ。
会社：協約の文言を変えるというのがあれば、協約改訂交渉でやることはやぶさかではない。
組合：そもそも協約の表現が曖昧だろう。
会社：曖昧ではない。
組合：曖昧だ。不幸の申し出をした時に帰す、それが起算日だ。
会社：そうは書いていない。
組合：忌引きとはそういうことだ。そこから発生するのだ。常識だ。
会社：期間だから。変えるのであれば協約改訂で議論すればいい。
組合：そのことも含まれているから団体交渉を申し入れているのではないか。
会社：基準を変えるのが団体交渉だ。
組合：それも含めて申し入れているのではないか。
会社：締結した基本協約通りのことを今やっているわけで…
組合：だから、その通りにやられていないと言っているのだ。

会社：見解が明らかに相違である。

組合：だから対立だと言っている。

会社：決して親族の方の不幸を軽く考えてはいない。

組合：結果は違っていると言っている。今まではこんなことなかったと聞いている。

会社：個別の状況は知らない。

申第36号(27編成ディスクボルト異常による台車交換)の扱いについて

組合：代理は、この件に関して地方で対応すると言っていた。しかし、地方で協議が行われなかった。

会社：対応ではなく、整理すべきだと言った。

組合：地方でやらないのなら、本部、本社でやればいい。

会社：本社、本部で整理する話ではない。

組合：どうしてか、安全问题だろう。

会社：地方のことである。

組合：安全问题だろう。

会社：新幹線のことである。

組合：ならば、新幹線が申を出さなければ本部、本社でやるのか。

会社：やるかやらないかは中身である。

組合：両方が出しているから地方でやっていただろう。

会社：そういうことではない。内容による。

組合：何やら、キツネにつままれた話だ。

以 上